

令和5年度第1回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会議事録

日時 令和5年5月17日（水）
午後2時から午後4時まで
場所 宮城県庁行政庁舎4階特別会議室

〔開会・あいさつ〕

司会 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開会いたします。

はじめに、本審議会は、18名の委員により構成されておりますが、本日は、14名の委員に出席いただいております。宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条第8項の規定により、成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本審議会は情報公開条例第19条の規定により公開で行うこととしており、報道陣による撮影や録音を認めておりますので、御了承願います。

それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料は、会議次第、そして資料1、資料1-1から1-3、資料2、資料3、最後に参考資料でございます。

また、本日机上に差し替え資料として資料1-2、3と、席次表を配布しております。資料に不足等はございませんでしょうか。

あわせて本日、皆様のお手元に本年4月から宮城県が実施しております太陽光パネル共同購入事業のチラシのほか、「なぜ。なに。はっけん！再生可能エネルギー」、それから「みやぎエコタウンガイドブック」の冊子を、参考資料として配布させていただいております。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

佐々木部長 （挨拶）

司会 ここからの議事進行につきましては、和田山会長に議長をお願いしたいと存じます。和田山会長よろしく願いいたします。

〔議事〕

（審議事項（仮称）再生可能エネルギー関係新税の最終案について）

和田山会長 それでは、議長を務めさせていただきます。お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は、議題として審議事項1件「（仮称）再生可能エネルギー関係新税の最終案について」がございます。

こちらは、令和4年11月に「再生可能エネルギー発電施設による森林開発に向けた新たな対策について」として諮問し、再エネ発電施設に係る新税に関して、これまで継続して審議をいただいていたものです。

本日はまず、これまでの議論をもとに事務局が取りまとめられました最終案等について御審議いただき、答申を行うという流れになります。

それでは審議事項として（仮称）再生可能エネルギー関係新税の最終案について、資料1から3に沿って事務局から御説明をお願いいたします。

小林室長 （資料1～4に沿って説明）

和田山会長 どうもありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。
内容は、資料2に関わる今回の最終案自体に対する御意見もあろうかと思えます。それから、資料3、これから条例を有効なものとして実施していくために、促進区域を設定する市町村に対して、こういうガイドラインでいかがでしょうかというような具体的な案に対する御意見も、この税制度を実効的に進めていくためには有効になるというふうに考えますので、その点を踏まえまして御意見を頂戴したいと思います。

御質問等がある場合は、挙手をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

多田委員 今回のガイドラインの案では、「どういうことを地域の人たちと話し合っていくべきなのか」という内容に関しては書いていただいたと思うのですが、やはりいろいろ問題が生じるのは、事業計画を早くから知っている人と、直前に知る住民の方がいるというところが大きいのかなと思います。

今回その地域協議会の方々が、自分たちで事前に地域のそれぞれの住民の方々の御意見を反映した形で協議していくということにはなっているのですが、スケジュールというか、アセスとかでも何年前から協議を始めてとか審査始めてとかあると思うのですが、そういうふうに、時間的にいつこういった情報が地域の中に広がって、協議できる体制になっていくのかということもガイドラインに入れていただいた方が、多分問題が少なくなるのではないかなと思いました。よろしくをお願いいたします。

和田山会長 ありがとうございます。それでは事務局の方から、回答をお願いします。

小林室長 重要な御指摘だと思います、大変ありがとうございます。

他の方からもやはりスケジュールがわかりにくいというか、そういった御指摘とかもありまして、ここの部分は改善していきたいと思っておりますので、さらに皆様方の御意見を頂戴しながら、改善してまいりたいと思います。ありがとうございます。

和田山会長 はい、他にございますでしょうか。

佐藤憲司委員 県民公募の佐藤憲司です。私の一般的な意見を述べさせていただきます。

地球温暖化対策は地球規模の問題として考え、行動は家庭及び地域から始めて、そして次の世代に引き継いでいくことだと思います。

そこで、資料3に対しての意見ですが、地域の合意形成に関わる基本的な考え方として、現在地域が抱える大きな問題としては、少子高齢化・人口減少があります。その対策のために、各地域での強みである潜在力を生かした魅力的な地域の将来を構築する、地方創生の取組みが活発に行われております。

その中で地域における脱炭素の取組みは重要な視点のひとつで、地域の資源を有効に活用することは、地域における経済収支を改善することにも繋がることを強調する必要があると思います。

これらの点も考慮して、地域協議会の構成員のメンバーに、若い世代の意見も取り入れる内容の構成にすべきと考えております。以上です。

和田山会長 はい、どうもありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

小林室長 はい、今委員から御指摘いただいたところ私も全く同感でございます。
実はもう本文の案も作っているのですが、今おっしゃっていただいたような、なるべく若い方の御意見が反映できるように、人選などを配慮して行ってほしいといったような内容も盛り込みたいというふうに考えておりました。
重要な御指摘をいただいたと思います。応援をいただいたと思っておりません。ありがとうございます。

和田山会長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

細井委員 はい。仙台市の細井でございます。
ちょっと3点ほど、まず一点目の資料1の関係でして、こちらの骨子案に対する意見と県の考え方ということでまとめていただいています。
こちら、令和5年3月に市町村にも照会をしていただきまして7市町から25件の質問や意見があったと書いてあるんですけども、その辺のところは主なものとしてざくっとまとめられているようで細かいところが見えません。それぞれ市、町いろいろ意見を出されているのでしょうから、それに対する県の考え方というのを改めてフィードバックをいただきたいというのがまず1点目です。

それからもうひとつ、資料1に関連して、10ページに、既存施設への課税についても検討すべきとの意見があったということで、既存施設の課税も含めて施行後5年以内に新税の役割とかの効果再検証し課税のあり方について見直しを検討してまいりたいと考えております、という県の考え方を示されておりますけれども、そもそもこの新税は再エネ施設について森林地域外の適地へ誘導するというのを、課税という手法によってやろうというものだというふうに理解をしています。そういった点においては、そもそももう現に存在しているものについて課税しても、誘導効果というのは出てこないのではないかなというふうに思ったりもします。そういった点では今後のその課税のあり方の検討ということで言うならば、対象となる事業者の意見等も踏まえてそこは慎重な対応が必要なんじゃないかなというふうには思います。これが資料1に関してです。

最後に資料3に関してです。資料3は、ガイドラインの骨子案ということでお示しをいただきまして、これ市町村に大きく関わる話だなというふうに理解をしており、そういった点では、私どもも含めて各市町村それぞれと、しっかりとコミュニケーションをとってほしいなと思います。

やはり意見交換等々行われる必要があるのかなと思っており、スケジュール的にはなかなか、6月ぐらいには策定と書いてありますのでちょっと時間的に厳しいのかなと思いつつも、丁寧に市町村といろいろ意見等とのやり取りをお願いしたい、そういった場面を作っていただければなと思います。

私どもの方も、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、すみませんが、市町村との関係性を丁寧にお願いしたいなと思います。以上です。

和田山会長 3点あったと思うのですが、事務局から回答をよろしくお願いします。

小林室長 はい、ありがとうございます。
まず1点目、市町村の皆様にご覧いただいた内容の県の細かい点ま

で含めた考え方のフィードバックでございますけれども、こちらの方については、我々の方の対応が不足していた部分があったかと思えます。まだ細かい部分についてしっかりと精査をさせていただきますので、その精査ができ次第、フィードバックをさせていただきたいと考えております。

それから既存施設の部分なのですが、今頂戴いたしました御意見をしっかりと踏まえ、今回は5年の期限ということで、既存施設には課税しないということになるわけなのですが、今度は第2期の検討にあたっては、もう1回ゼロベースからしっかりと検討する必要があるだろうというふうに考えてございますので、御意見をしっかりと受け止めてまいりたいと思えます。

それから資料の3についての御指摘がございました。市町村とコミュニケーションを図った上で、このガイドラインを策定してほしいというお話だったと思えます。まさにおっしゃる通りでございます。これは市町村の皆様にお使いいただくガイドラインでございますので、市町村様の意見をしっかりと踏まえないと、このガイドラインは全く無意味なものになってしまうと考えてございますので、今回の骨子案を示させていただきまして、6月に案をまとめさせていただいた後、あるいはその前にでも、市町村の皆様、この骨子案についてまずは改めて御意見を頂戴し、さらにその案をまとめて御意見を頂戴し、という丁寧なコミュニケーションを図りながら、この策定を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

和田山会長 細井委員、よろしいでしょうか。

細井委員 はい、よろしく申し上げます。

和田山会長 丁寧にコミュニケーションをとって、特に3についてはよろしくお願ひしたいと思えます。

他にございますでしょうか。

松八重委員 東北大学の松八重です。

いただいたコメントの中で、若い人の意見をぜひ踏まえた上で計画検討していただきたいというところは、まさしく私も同意するところであります。

こういった、森林ですとか再エネを供給するために導入しようとしている土地を、将来的にエネルギーを供給するために使いたいのか、それともそこにある森林そのものを、何かしら自分たちの生活に関わるような基盤として使いたいのかというところの選択は、やっぱり現世代だけじゃなくて将来世代の意見は非常に重要なことというふうに思っております。

その上で伺いたかったのは、改変されるその土地に関して、実際エネルギーを供給するために面的に改変される部分と、そこにアクセスするための道路とかあるいはその附属設備についての考え方というのを少し明確にさせていただいた方がよろしいような気がいたしました。

といいますのは、今想定しているのが、ある程度林道とかが整備されたところの脇に少し開発をするようなイメージであるならば、追加的な道路の工事というのは必要ないのかもしれないのですが、山深いところに土地改変をしようとする場合には、やはりそのアクセスということも非常に重要かと思っております。

林道の設置ってやっぱりその森林の管理にも関連するところで、その部分がないがゆえになかなかその手が及んでなくて間伐もできないというようなところが、今回のその土地改変で活用できるっていうのは非常に魅力的に感じ

るかもしれないのですが、林道がいっぱい整備されるんだったら違う方法も選択肢としてありうるよねというふうなところだと思うので、その道路とかその他附帯設備のところに関して今回の税の部分、どのように考えるのかということころは少し明確にさせていただいた方が、何かのちのち議論を呼ばずに済むのではないかなというふうに感じました。以上です。

和田山会長 事務局、いかがですか。

小林室長 はい、ありがとうございます。附属設備の定義などについては、条文で細かく規定することになるかと思いますが、今時点の考え方でちょっと税務課の方から回答させたいと思います。

笹森課長 はい、税務課の笹森と申します。

資料2の方に、課税対象ということで、「0.5ヘクタールを超える森林の」から始まって、「発電設備」の後に括弧書きで、「再生可能エネルギー発電設備や附属設備等の一部が開発区域に所在する場合を含む」ということ書いておありまして、その附属設備の部分についても改変する土地の中には含まれてくるというような理解しております。

また、附属設備といったときにそれがどこまでの範囲になるのかということころでございますが、同じく配布しております資料1-3に、再生可能エネルギー税制研究会の報告書をつけさせていただいておりますが、この中の6ページに(3)として、再エネ発電施設の範囲ということで、なお書きの部分がありまして、附属設備には配線ケーブルや、新たに舗装された進入路や用水路、調整池、擁壁等を含むというような形でこの時点で整理させていただいております。

松八重委員 そういたしますと確認なのですがだいぶ山深いところに例えば設置を試みようとした場合に、今までその道路のアクセスが非常になくていけないようなところでも、追加的に新規に舗装して進入を作った場合には、この0.5ヘクタールの中に含むというふうなそういった考え方だということですね。

笹森課長 はい、その通りでございます。

松八重委員 ありがとうございます。

和田山会長 はい。それでは他に、ウェブの方で斎藤委員から挙手が挙がっているようですけれども。

音声トラブルがあるようなので、ちょっと確認させていただいて先に会場の方で他に御質問などある方はいらっしゃいますか。

吉田委員 みやぎ環境とくらしネットワークの吉田です。

資料2の7の、条例の施行期間等のところに「5年を経過した日にその効力を失う」ということで5年ごとに見直しをするということだったのですが、その見直しをする場というのは、こういった審議会の場なのか、またそれ以外なのかちょっとそこをお伺いできたらなと思います。

和田山会長 事務局、お願いいたします。

小林室長 はい、現在の想定ですとやはりまた審議会の場合などで御審議をいただきたいというふうに考えております。

また今回は税制研究会ということで別途、懇話会を設けたのですが、それを開くかどうかとかも含めて、5年後に向けて検討したいと思います。

いずれ審議会などでは当然御審議をいただくというふうに考えてございます。

吉田委員 ありがとうございます。

和田山会長 よろしいですか。それでは斎藤委員いかがでしょうか。マイクオンになりますでしょうか。

斎藤委員 はい、2つ質問ありまして、ひとつは資料1に関わる件ですけれども、最後のスライドで業界団体からの意見ということで、資料1-2をちょっと拝見すると、2ページ目の地元理解と促進区域の設定の関係というところで、業界団体の方では何か促進区域の設定をこの新税の施行前にしてほしいようなことを言われているのですが、その促進区域というのは、新税の施行は一応来年の4月1日を目指しているというふうに県の方では考えられているようですが、それまで何か各地域の促進区域というのを決めていくというスケジュールで考えているのでしょうかというのがひとつ目の質問です。

それからもうひとつは資料3の方ですけど、これは細かい話かもしれませんが、スライドでいくと10ページ目の地域協議会の設置の手順、運営方法等の(1)のところ⑤に市町村ごとに地域協議会を設置することというふうに書かれているのですが、促進区域というか、例えばその事業者が設置したいという場所が必ずそのひとつひとつの市町村で閉じられているのか、場合によっては2つの市町村にまたぐとかということはないのかなど。もしあったとした場合、その促進区域というものは必ず市町村単位で閉じているのか、それとももう少し広域なのか、そういう場合ひとつひとつの市町村ごとに地域協議会を設置して議論していくというのは、事業者側としては大変なんじゃないのかなどちょっと感じたのですが、その辺はどんなふうに考えられていますでしょうか。よろしくお願いします。

和田山会長 はい。促進区域に関する御質問が2点あったと思いますが事務局いかがでしょうか。

小林室長 はい、お答えいたします、ありがとうございます。

促進区域の設定の理想型としては、市町村の皆様が具体的な事業計画がない段階で、ゾーニングということで「この場所だったらこういう再エネを導入してもいいよこのくらいだったら」とか、あるいは「地域貢献策だったらこういうものが考えられますね」とか、そういうものをあらかじめ決めまして、そこに事業者の皆様が、「私がやります」という形で提案していくことが理想なのだろうと考えておりますが、これがただ今の状況を鑑みますと、もう既に県内各地で、具体的な事業計画が立ち上がっている状況でございます。

ですから、もし市町村さんが、これは、「今考えている計画地とは別な区域の方が促進区域にした方がいいです」と決められますと、逆に事業者の皆様が困ってしまうだろうということもありまして、まずはこの今ある現計画につきまして、これを地域と共生したものにしていくということを、しっかりやっていかなくちゃいけない。ですから、地域協議会も先ほど示しましたガイドライ

ンも、まずは事業提案型という、具体的な事業計画があつてその計画区域を促進区域に設定していく、これを進めていきたいと思ひます。我々先ほども言ひましたけども、環境省さんの方でも、広域的ゾーニングが理想形だと思ひつておられますので、これに向けてもその促進策ということで取り組んでまいりたいというふうに考へているというところでございます。

それから2番目、市町村ごとに地域協議会を設置するというところですが、まさに重要な御指摘をいただいたと思ひております。こちらは、温対法上も、先ほど先生から御指摘のありましたような市町村界をまたぐような場合は、共同して地域協議会を設置できるという旨が定められております。

もちろんそういうこともできるということですので、市町村の方々が、共同して設置しましょうと、あるいは事業者の皆さんがそうしてくださいということであれば、これはそうしていただくのはもちろん結構だということになるのですが、私が県内での、市町村様の対応状況というものを、今ある再エネの事例などをもとにちょっと考へた際に、往々にしてあまり意見が合っていないというか。やはり市町村さんは市町村さんごとにやっぱりそれぞれ特有の事情がありまして、そういうところを踏まえて、協議会の中で審議していくということが基本的には必要なんじゃないかなということ、市町村ごとに地域協議会を設置すること、これをちょっとひとつ案として、あくまで案でございますが示させていただいたというところでございます。

これはもちろん、これから事業者の皆様、あるいは市町村の皆さんから御意見を頂戴しながら、検討してまいりたいと思ひております。以上です。

和田山会長 はい、斎藤委員よろしいでしょうか。

斎藤委員 ありがとうございます。2番目の質問に対する回答について、これはガイドラインなので絶対この通りにやらなきゃいけないってことではないとは思ひんですけども、ただやっぱり県としてガイドラインで出すと、皆さん多分、ぜひしっかり従おうとするとすれば、このところはもう少し柔軟な設定もあるかなとちょっと思つたところでした。以上です。

和田山会長 はい、県の方にもその辺地域事情を汲んで、フレキシブルに御対応いただければいいかなというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

それでは次に、杉山委員お願ひします。

杉山委員 はい。御説明ありがとうございました。

少し御質問のようになるところになるかと思ひますが、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を実現していくためには、地域と共生を図りながら事業を進めていくということが大前提だと弊省も思ひております。その中で、大規模森林開発の抑制と、適地誘導というのは重要だと思ひるところ、それを実現するため今回の制度の場合は、税負担のところをどのように設定するのかというのがひとつポイントになるのだらうなというふうに考へております。

その点について、本日の御説明では資料2のところにあります営業利益の20%程度に相当というところの税率を今回お示しになったということですが、以前30%であったところを見直してというような、そういうお話があつたかと思ひます。この点について見直しを行ったのがどのような議論、どういった経緯でそういうような見直しが行われたのかというのが、ひとつポイントであるだけに、重要な点かと思ひますので、その辺の補足の御説明をいただきたいのと、

あと、事業者に対する説明会をなされたということですが、そういうような説明会の中では、変更した数字といったものが示されていたのか。この20%程度に相当するといったものは事業者の御意見を踏まえて、見直しを行った数字なのかどうか。そのあたりについて、事業者の受け止めについて少し伺えたらということでございます、以上です。

和田山会長 事業者側の御意見といたしますか、そのあたりに関する御質問かと思いますがいかがでしょうか。

小林室長 はい、ありがとうございます。

税率のところがこの税制の、最も重要なポイントのひとつだということで考えております。骨子案の方ではどうお示したかといいますと、20%から30%を目安ということでお示ししてございまして、これ見直したというよりも、その範囲内で最も低い20%というところに落ち着けようということで、今回この案を提示させていただいたということでございます。

したがって、2番目の御質問にも絡みますけれども、事業者の皆様は御説明した際は20%から30%そういったところで御説明したところでございます。

その中で先ほどの、パブリックコメントなどあるいは事業者様の御意見というところの御紹介を資料1の方でさせていただきましたが、やはり30%では事業実施が困難だというような御意見が出たのは事実でございます。こういった御意見とかあるいは税制研究会の方でも、これは会長の、個人的な御意見というふうにおっしゃってはいたんですけども、せいぜい20数%かなとかそういう御意見もありました。

いろいろそういった事情も勘案しながら、あるいはその骨子案をお示した後に、この税率につきましてはさらに検討を進めたということでございます。検討の過程におきましては、営業利益の計算モデルについてさらに精査を行わせていただくとともに、あるいはその事業の投資を行うかどうかを判断する指標である、内部収益率とかそういったものを試算するとか、そういったことを行った上で、その結果から、この20%程度ということを目安とする税率は、事業に対してインパクト、つまり誘導効果は十分ありつつも、事業性は確保できる適正な水準であるというふうに判断いたしまして今回この税率をお示しさせていただいたという経緯でございます。

和田山会長 よろしいでしょうか。他にございますか。

木村和博委員 バス協会の木村でございます。大変詳しい説明ありがとうございました。

まず骨子案についてでございますけれども、税制研究会の有識者の皆様で議論を尽くされていらっしゃると思いますので、私の分野から申し上げることはございませんけれども、一点だけお願いをさせていただきたいと思っております。

本制度の目的、これは大規模な森林開発による環境等へ及ぼす影響等を少なくするために、適地に誘導するというところでございます。配布された資料の中で再エネ関係の三団体様からの意見書、これを拝見しまして、先ほど御説明あったように基本的には反対というようなことですが、私、この内容を拝見しまして、今般のこの制度導入の趣旨、これについてはよく御理解をいただいている書きぶりになっているというふう感じております。

それで現在は適地の指定が進んでいない中で、それをカバーするためのガイドラインの策定や、計画段階で促進事業の認定と促進区域の設定を同時並行で

行っていく「事業提案型」を推進するということになっておりますけれども、この再エネ導入に関しては、市町村さんの役割が、大変重要なところがございます。例えば今回このガイドラインを策定されるわけですけども、ガイドラインの勉強会や、サポート体制が大変重要だと考えますので、これから、宮城県の、市町村さんに対する支援体制、これをしっかり構築していただきたいというふうに思います。

全国に、先駆けて導入される制度でございますので、再エネ事業の適正な促進策となるように期待をしたいと思います。よろしくお願いたします。

和田山会長 今の御意見に対して、事務局、お答えをお願いします。

小林室長 はい、ありがとうございます。御指摘の通りだと考えてございます。

やはり温対法の改正の趣旨でもあります地域の脱炭素化の計画等の策定等につきましては市町村の努力義務になっているということもあります。

市町村さんがこのような取組みをしていただけないと、なかなか地域の脱炭素も進まないという、あるいは促進区域の設定も進まないということでございます。そこをしっかりと踏まえて、広域自治体である県といたしまして、可能な限りの支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

和田山会長 はい、他にございますでしょうか。

佐藤信康委員 東経連の佐藤です。よくここまでまとめていただいたなというふうに思います。

先日河北新報で太陽光パネルの処理に関する国の有識者会議の設置の話が出ていたと思うのですが、太陽光パネルに有害物質が含まれるケースがあるといったことや、2030年代後半に寿命を迎えたパネルが大量に出てくるとか、そういったことというのは一般の方ってのはなかなか認識してないことだと思います。

今回新しい新税を全国初めて導入するにあたって、改めて大規模森林開発というところに課題をフォーカスさせたというところは、非常に意義がありますし、そういった課題と、それから再エネのカーボンフリーというメリットとの両方を踏まえた上で、宮城県として再エネの最大導入を図っていくということが、持続可能な再エネのあり方になっていくと思いますので、今後、税の話だけが先行するのではなく、事業者あるいは地域と合意形成を図るという非常に難題に対してガイドラインという方法で、取り組んでいただきましたので、この辺りもセットにして、ぜひいろいろな局面で情報発信をいただけたらいいのかなというふうに思います。

企業も今カーボンフリーの電力調達というような流れになっていきますので、どんどん進んでいるわけですけども、いずれこれが行き着くところは、その調達先に関して、投資家とか、それから購買するお客様から、どういうところから電力を調達しているかという必ずそういうレベルの話になる時が来ると思うのですが、その際に、例えばきちんと地元と合意形成された発電施設で作られている電気であるとか、太陽光パネルの処理に関しても、きちんとお金を積んで将来に備えている事業者から買っているとか、そういったその調達先に対する選別もこれから進んでくると思いますので、非常に合意形成に当たってはその課題を共有するってことが非常に大事だと思いますので、ぜひ併せてこれから宮城県として発信していただきたいというふうに思います。

和田山会長 はい、今御意見頂戴いたしました、いかがでしょうか。

小林室長 はいおっしゃる通りだと思っております。ぜひ今の御意見を踏まえて、県としてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

御指摘の中で本当にその通りだなと思ったのは、調達先の選別が今後入ってくるというお話は、なるほどな、と思いました。その視点をしっかり踏まえまして今後、県としても取り組んでいかなくちゃいけないと思っております。

こんなこと言ったらなんですけれども、再エネだったら何でもいいと思って調達しようとする企業さんも増えてきている印象があります。また、FIT 以外という部分も増えてきておまして、そういうときに、その地域との合意形成もままならない中で、企業様の要望に従って再生可能エネルギー発電施設を設置する。これはちょっと本来の趣旨からいうと本当に全く違うことだと思しますので、御指摘をしっかりと受け止めて、どういう対策ができるか考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

和田山会長 はい、どうもありがとうございます。他にございますでしょうか。ウェブの方からも御質問がありましたら、挙手ボタンでお願いします。

木村一郎委員 東北電力の木村でございます。この審議会で様々な意見を述べさせていただきましたが、大変丁寧にひとつひとつお答えいただきまして大変ありがたいと思っております。

この審議会の議論によって、再生可能エネルギーの開発にあたっては、地域との共生・地元理解が重要であるといった基本認識が事業者とも共有するきっかけになったということ、また地域との合意形成に向けた道筋が示されるということになったということについては、大変大きな成果だと感じているところでございます。

先ほど5年後にまた改めて見直しをしますというような話でございました。今後再生可能エネルギー開発を取り巻く状況の変化に応じて、この条例も適宜見直しが検討されていくというふうに思いますが、その際にも、今回審議に当たっては、「そもそもの目的は適地誘導ですよ」というお話を何度もさせていただきましたが、その5年後の見直しにあたっては、新税のそもそもの目的にぶれが出ないように検討を進めていただければありがたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

和田山会長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

小林室長 はい、全くそのとおりだと考えてございます。

5年前にこの税のことなんか考えたかなと思います、全く考えていないと思います。本当に再エネを巡る状況は日々刻々というか年々変わってきていると思いますので、この税の方もその状況の変化に応じて、しっかり見直していかなくちゃいけないと思いますし、やはりその目的のぶれというものは許されないだろうというふうに思っておりますので、いただいた御意見を踏まえまして、5年後の検討、といっても多分3年後とかに始めることになるかと思うんですけれども、その際にしっかりと踏まえてまいりたいと思います。ありがとうございます。

和田山会長 他にございますか。

松八重委員 今回のことにつきましてはおそらくこれを起点にいろいろと議論が進んでいくものだと思っております。

再エネの導入に関しては、もちろん炭素排出抑制という非常に大きな目標のもとでこういったものが進められておりますが、昨今やはり炭素だけではなくて、生物多様性への配慮ですとか、自然資本との向き合い方ということについても、かなり強い関心が高まってきているかなと思っております。

特に地域では生物多様性地域戦略ですとか、そういったものにも貢献するように求められておまして、おそらく「森林をどう活用するのか」という話は、炭素との向き合い方だけではなく、地域の自然資本をどのように、エネルギー供給として使うのか、それとも違う目的としてそれを活用するのかというところの起点になるのではないかと思っておりますので、おそらく今回の税制の話というのは、やはりその喫緊の、目の前にある課題を解決するというところでおそらく強力な手法にはなるかというふうに思うのですが、もう一步踏み込んだ上で、やはりその地域の自然資本をどう活用していくのかというふうなところだけではないところにも目を向けながら、水もそうですし、生物多様性もそうですし、その先の話として活用していくというようなことを踏まえて、ぜひ御議論を進めていただければというふうには思っております、以上です。

和田山会長 ありがとうございます。事務局、コメントをお願いします。

小林室長 さらに難しい宿題を頂戴したなと思っております。今後、今ちょっとまだイメージが浮かばなくて恐縮なのですが、しっかり検討させていただきたいと思っております、ありがとうございます。

和田山会長 はい、オンラインの方で御意見・御質問のある方は他にいらっしゃいませんでしょうか。小野田委員をお願いします。

小野田委員 はい、ありがとうございます。丁寧に議論を進めていただいたと思います。ただちょっとそのパブコメとかをざっと拝見した印象からすると、ちょっとやっぱりまだ現場感が伝わってこないなという印象を持っております。おそらく、もう既にいろんな情報から、あるエリアではこういう問題が起こりそうだとかの話はあると思います。その辺を、やはりその再エネをどうやってうまく普及させていくかというところの効果測定をきっちりやりながら、この制度のモニタリングをしていくことが重要だというふうに思います。ちょっと今後これをきっかけに、丁寧に情報を集めながら進めていただければというふうに思った次第です。私からは以上です。

和田山会長 はい。どうもありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

小林室長 はい、ありがとうございます、その通りだと思っております。税の取組みですが、先ほど申し上げましたけども、全国に例がない取組みということになりますので、しっかりと、この効果がどうだったのか、あるいは想定していなかった何か課題とかが出る可能性もございます。ですから、しっかりとモニタリングをしながら次期といいますか、検討の際等に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

和田山会長 はい、どうもありがとうございます。他にございますでしょうか。

佐藤憲司委員 確認ですけれども、資料1-2の3で、他地域への本新税の影響についての中に、「本新税の本来の趣旨を離れて、他の都道府県等においても類似の税の導入が懸念されることを懸念されます」というのがありますが、これは具体的にどのような例を想定しているのでしょうか。

和田山会長 事務局、お願いします。

小林室長 はい、資料の1-2は三団体様から頂戴した意見書でございますが、私が理解するに、我々としては、「地域と共生する再エネを促進する」という目的でこの税を導入したいということなのですが、ただ単に再エネを抑制したいというようなことのために、税金を導入しようとする都道府県とかあるいは市町村さんが現れるのではないかとというような懸念をなさっているということで、そのようにならないよう、しっかりとこの税の目的や意図をお伝えして理解をさせていただいて、よき道しるべになるように対応してほしいというそういう意図だと私は汲み取りました。

和田山会長 よろしいですか。他にございますか。

それでは私から、特に先ほど私から申し上げましたけれども、今回の資料1あるいは2というところも、再生可能エネルギー関係新税というところで、どうしても税金の面にフォーカスが当たるとするのは、今佐藤信康委員が述べられた通りだと感じられるわけですが、一方である意味この資料3ということに対する御意見がかなり多いということも踏まえれば、より実効的に新税制度を運用していく上ではその点が極めて重要な取組みであるということは、皆さんの御意見が一致しているところかというふうに判断します。

それで私からも、新税制度を運営していくために、特にこの資料3のところですか、先ほど仙台市さんからもいろいろ意見がございましたけれども、各市町でいろいろ抱えている状況というのは同じではない、というところもございまして、地域に応じた対応をサポートするという意味で、宮城県さんの役割というのはかなり重要だと判断されますので、その点についてよく御配慮いただきまして、新税を実効的に、地域の共生を踏まえて、森林開発を抑制しつつ、かつ、再生可能エネルギーの導入を促進していくというところを目指した有効なものになるために、進めていただきたいかなと思っております。

例えばこういう資料3で、ガイドラインがあって各市町村でこういう事業者さんにこういうシートの作成を求めるに際しては、可能であれば今どきでするので、電子ファイルの雛形みたいなものを御用意いただけると、多分事業者さんもそれを埋めていけば、取りまとめる方もそれに基づいて行うことができると思いますので、事務的なのですが、その辺についても御配慮いただければなどというのは感じました。私からはそんなところなんです事務局いかがでしょうか。

小林室長 はい、ありがとうございます。

運用が大事だということで、私も実は税じゃなくてこちらのガイドラインの方が実は重要なんじゃないかと最近思い始めておまして、ある事業者さんがおっしゃるには、税金は払う気がないので税率は関係ありませんというようにおっしゃる方もいらっしゃいまして、促進区域・促進事業として、地域と共生していくこれが重要だということだと思っておりますが、今会長からもいただいた御意見を踏まえてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから事業者の皆様は資料とかをなるべく作りやすいようにと、そういつ

た配慮は非常に重要だと思っております。再エネ発電施設を1つ作るにあたっては、ものすごい数の資料を事業者さんが作らなくちゃいけない、関係機関もものすごい数あるわけです。そういったところで事業者さんの負担を少しでも軽減できるように、それをその軽減したものを地域とのコミュニケーション、これに充てていただくことができるように、しっかりとそういった配慮もしてまいりたいと思います、ありがとうございます。

和田山会長 他に御意見・御質問等ございますでしょうか。今回これで最終答申という方向に向かっていきますので、慎重に議論を進めたいと思っておりますけれども、御意見はよろしいでしょうか。ウェブの方もよろしいですね。

はい、それでは今回の審議会における議論についても、以上で終了したいと思います。

その上で、今回も貴重な御意見を様々賜りまして、この最終案について go か no-go かということになるのですけれども、御意見を踏まえて、この本質的な問題に対する御異議ということにはなかったと判断します。また附属すべき意見も特に出なかったというふうに私は判断するのですけれども、そういうことを踏まえまして、今回提案された原案について、この最終案については御異議がないということ、それから特に附属すべき意見もつけなくてもいいのではないかと、本審議会でも最終答申したいというふうに判断いたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、それではどうもありがとうございました。「案の通りで差し支えない」と答申させていただきたいと思っております。

それでは、その他につきまして何かございますでしょうか。

小林室長 それでは私の方から次回の審議会につきまして少しアナウンスをさせていただきます。

昨年10月に施行されました「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の施行状況などの御報告などについて、今のところ7月頃に開催をさせていただきたいということで考えておりましたので、また御案内させていただきます。お忙しいと思いますが、何卒御協力の方よろしく願いいたします。以上でございます。

和田山会長 ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

それでは無いようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございます。それでは事務局の方に司会をお返しします。

司会 和田山会長ありがとうございました。

以上をもちまして宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。